証券コード5287
2020年６月10日

株　主　各　位

(本店)神戸市中央区中山手通五丁目１番３号
(本社)大阪市北区中津六丁目３番１４号
株式会社イトーヨーギョー
代表取締役社長　　畑　中　　浩

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市北区豊崎三丁目９番１号
ホテルビナリオ梅田　本館２階「太陽の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項　第71期（自2019年４月１日　至2020年３月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、運営スタッフはマスクを着用させていただくなど、必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（https://itoyogyo.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び感染拡大により困難な生活環境におられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業年度におけるわが国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善を背景に、各種政策の効果もあって景気は緩やかな回復が続いておりましたが、2019年10月に実施された消費税増税や、米国を中心とした通商交渉の影響等により、景気減速感が強まりました。加えて、2020年２月以降に顕在化した新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響により、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、当社では当事業年度においては「ひとりひとりの「＋１」。－挑戦がある、だから未来は面白い」という社内スローガンを経営方針として掲げ、事業を推進してまいりました。

製商品に関しましては、当社主力製品「ライン導水ブロック」の独自性・優位性が評価され続けておりますが、中でも、当社無電柱化製品「D.D.BOX」「S.D.BOX」シリーズにおきましては、台風による停電・電柱の倒壊といった被害を回避する、「台風に強い防災機能」があることが認知されてきており、これから本格的に始まる各自治体の防災整備の一環としての無電柱化整備事業に向け、推進してまいりました。また、観光振興、歴史的町並みの保全については、これまでの実績を基に整備対象となる道路、歩道に合致した製品の提案を行い、採用も増加しております。

また、環境対策製品である「ヒュームセプター」におきましては、「油水分離ます」・「ノンポイント汚染対策」として高速道路（NEXCO設計要領に準拠）、国道、都道府県道等の交通量の多い道路や工場、商業施設等に幅広く採用され、大幅な売上高向上に繋がりました。

不動産関連事業におきましては、将来に向けた有効活用と運用を模索し、当社経営資源の有効活用及び今後の新たな不動産運用活用を図るため、兵庫県高砂市曽根町にある当社保有遊休土地を売却いたしました。これに伴い、安定的な利益確保の目的により、新たに収益不動産管理物件として東京都港区白金台及び京都市左京区下鴨を所在地とする事業用店舗、賃貸マンションをそれぞれ購入いたし

ました。

また、当社東京支店及び岡山営業所につきましては、効率的かつ合理的な営業活動の推進及び事業規模拡大を目的として、それぞれ事務所を移転いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は31億69百万円（前事業年度比11.1％増）、営業利益は１億23百万円（同123.1％増）、経常利益は１億13百万円（同126.8％増）、当期純利益は１億28百万円（前事業年度は当期純損失３億14百万円）となりました。なお、2019年５月10日付で開示いたしました「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、固定資産の譲渡による特別利益計上を含んでおります。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資の主なものは、事業用店舗、賃貸用マンションの土地、建物の購入及び建物の改装費用、「ライン導水ブロック」等製造用の型枠や機械設備等であり、その総額は５億32百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、総額10億35百万円の借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期といたしましては、次期経営方針として「原点は、小さくて強い会社。」という創業70周年を迎えることへの原点に振り返った社内スローガンを掲げております。引き続き、官民各顧客に対し当社の強みである付加価値の高い既存製商品の独自性・優位性を高める周知活動の徹底強化、知的財産権を活用した製商品開発、海外技術の発掘、異業種連携による新たなネットワークの構築、当社が保有する資産のさらなる有効活用、それらを推進するための各種投資等を積極的に行ってまいります。

このような方針の基、当社が参入すべき分野は、次のとおりであります。

① インフラ老朽化対策の推進（道路の老朽化対策）
② 無電柱化の推進（通学路・緊急輸送道路）
③ 生活道路・通学路の安全対策（自転車・歩行者中心の空間づくり）
④ 自転車の利用環境の整備（自転車道・自転車専用通行帯）
⑤ 頻発する局地的な豪雨（ゲリラ豪雨への対応）

中期ビジョンである「自ら需要をつくれる企業」に向けた実践を進めるため、公共事業だけでなく民間市場にも積極的に参入することで下期偏重となっている収益構造の改善を図ってまいります。また、永続企業に必要となる「持続可能な収益モデル」の早期確立、そして次のステップとして「新たなビジネスモデルのステージ」を描き、既存製品の進化だけではなく、常に新たな製品の開発と販売に挑戦することでさらなる価値を生み出していくことに注力してまいります。

また、当社は、おかげさまで2020年12月25日をもちまして創業70周年を迎えます。これもひとえに、株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。今後も、「魅力ある企業」として輝き、ステークホルダーの皆様から信頼いただけるよう、さらに努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第　68　期 2017年３月期	第　69　期 2018年３月期	第　70　期 2019年３月期	第71期(当期) 2020年３月期
売上高（千円）	2,589,703	2,687,702	2,853,468	3,169,912
経常利益（千円）	54,823	26,938	50,249	113,981
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	△195,769	212,542	△314,745	128,905
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	△65.56	71.18	△105.40	43.17
総資産（千円）	4,119,357	4,246,498	4,221,995	4,887,689
純資産（千円）	2,958,328	3,147,750	2,792,447	2,886,103

（注）1.　１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきまして、後述の「2.会社の株式に関する事項」に記載しております。

2.　第68期は、道路製品の発注遅れの好転が下期にかけて顕著に表れ、売上高は第67期を10.3％上回っております。

第69期は、環境対策商品の受注の押し上げにより、売上高は第68期を3.8％上回っております。

第70期は、環境対策商品の受注の押し上げ及び建築設備機器関連事業における中・大型の公共事業案件の受注により、売上高は第69期を6.2％上回っております。

第71期（当期）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区　分	主　要　製・商　品　等
コンクリート関連事業	道路関連製品、バイコンパイプ、バイコンマンホール、ゴムジョイント、環境関連商品等
建築設備機器関連事業	空調設備を中心とする建築設備関連機器の販売・施工、メンテナンス
不動産関連事業	自社所有不動産の賃貸、管理

（注）　コンクリート製品の成形方法として、水セメント比の小さな生コンクリートを、高周波の振動（バイブレーション）と成形終盤の圧縮力（コンプレッション）により強固に締め固め、成形終了後、即時に脱型する製法をバイコン製法といいます。当社のコンクリート製品は、このバイコン製法により製造しているため、主力製品であるパイプ・マンホール等については「バイコン」の名を冠しております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 本　　店　神戸市中央区中山手通五丁目１番３号

② 営業所及び工場

大阪本部	大阪市北区	加西工場	兵庫県加西市
大阪営業所	大阪市北区	多紀製造所	兵庫県丹波篠山市
東京支店	東京都中央区		
神戸営業所	神戸市中央区		
岡山営業所	岡山市北区		

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132名	８名増	43.1歳	10.7年

(注) 1. 上記従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第２位を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社　三井住友銀行	300,000千円
株式会社　京都銀行	279,065千円
株式会社　三菱UFJ銀行	161,692千円
株式会社　りそな銀行	50,000千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　14,270,000株

② 発行済株式の総数　3,568,000株（自己株式581,914株を含む）

③ 当事業年度末の株主数　1,675名（前期末比519名増）

④ 大　株　主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
畑中千弘	790,400	24.44
伊藤泰博	354,500	10.96
畑中浩太郎	310,100	9.59
畑中雄介	310,100	9.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	248,100	7.67
栗岡千絵	163,800	5.06
伊藤友紀	163,700	5.06
畑中浩	43,000	1.33
千都興産株式会社	25,000	0.77
伊藤勝之	23,000	0.71

（注）1. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付型ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という）を導入したことによるものであります。

2. 持株比率は、自己株式(581,914株)のうち、ESOP信託所有自己株式(248,100株)を除く、当社所有自己株式(333,814株)を控除して計算し、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑中 浩	経営管理本部長 兼 生産技術部長
取締役	髙岡 薫生	開発本部長 兼 技術開発部長
取締役執行役員	伊藤 量哉	インフラ事業本部長 兼 コンクリート営業部長
取締役執行役員	佐藤 勝也	インフラ事業本部長 兼 建築設備部長
取締役	岡 博	
監査役(常勤)	鑄方 徳亮	
監査役	喜多 秀樹	弁理士
監査役	畑山 直久	公認会計士、税理士

(注) 1. 取締役岡博氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役喜多秀樹及び畑山直久の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役畑山直久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 事業年度末日後に生じた取締役の地位の異動は、以下のとおりであります。

氏名	地位		異動年月日
	異動後	異動前	
髙岡 薫生	常務取締役	取締役	2020年４月１日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	5人	54,278千円	
(うち社外取締役)	(1人)	(2,400千円)	
監査役	3人	8,257千円	
(うち社外監査役)	(2人)	(2,400千円)	
計	8人	62,535千円	

(注) 1. 株主総会の決議(2014年６月27日)による取締役報酬限度額は年額150,000千円であります。
2. 株主総会の決議(2000年２月24日)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。
3. 上記報酬額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,944千円(取締役8,487千円、監査役457千円)を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役岡博氏、社外監査役喜多秀樹氏及び社外監査役畑山直久氏は、いずれも重要な兼職はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	岡　博	当事業年度開催の取締役会には、18回中17回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	喜多秀樹	当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、18回中17回に出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	畑山直久	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アイ・ピー・オー

(注) 2019年６月27日開催の第70回定時株主総会において、新たに監査法人アイ・ピー・オーが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったひびき監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	15,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従来の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり整備し、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めます。また、必要に応じて見直しを行い、実効性のある体制の構築に努めます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社のすべての取締役及び使用人は、企業理念及び社是に基づいた行動を行い、法令・社会規範を遵守するとともに、「取締役会規程」その他関連規程を制定し、実効性ある内部統制システムの構築に努めております。

② 当社は監査役制度を採用し、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、「監査役会規程」に基づき、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行っております。

③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保するためのコンプライアンス体制の基礎として、当社代表取締役社長を議長とする「コンプライアンス推進チーム」及び「クロス・ファンクショナル・チーム」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、当社の取締役及び使用人への啓蒙・教育を行っております。

④ 内部監査部門として、業務執行ラインから独立した当社代表取締役社長直轄の監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長へ報告を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 法令及び「取締役会規程」の定めるところに従い、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理しております。

② 各部署の業務遂行に伴って「職務権限規程」に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。

③ 管理部を主管部署として秘匿管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとしております。

④ 「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等を定め、これに基づき情報を保管・管理するものとし、管理水準の向上を図っております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等を整備し、取締役及び使用人の権限と責任を明確に定めるとともに、これに基づくリスク管理体制を構築することにより、リスクの発生率低減を図るとともに、リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、万一発生したリスクの会社に与える被害の最小化に努めております。

② 当社において、全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、当社代表取締役社長を本部長とした経営管理本部を管理責任部門として任命し、関連部署は担当取締役とともにリスク管理体制を構築するとともに、その責任のもと、リスク管理マニュアルを策定する等の具体的対策に努め、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行っております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を設置し、「取締役会規程」に基づき、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行っております。また、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、社外取締役を継続的に選任し、公正かつ適正に業務を執行しております。

② 当社は、効率的で機動的な経営を行うための基礎として、原則として取締役会を月１回開催するほか、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び使用人に権限を委譲しております。

③ 取締役会は、中期経営計画及び各年度の予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題及びその実施計画を立案・実行し、その進捗状況の管理を行っております。

④　取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、責任と権限を明確に定めるとともに、効率的に執行できる体制としております。

⑤　取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進しております。

⑥　当社は、取締役及び執行役員等で構成する「情報ブリーフィング」を定期的に開催し、業務執行上の重要課題について報告を行っております。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、又は監査役から要請がある場合には、当社代表取締役社長と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査業務に必要な事項を命令することができます。また、必要に応じて管理部に所属する者も職務の補助にあたるものとしております。

②　選任期間中の当該使用人に対する指揮権は監査役に移譲され、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとしております。当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査役と事前に協議を行い、承認を得た上で決定するものとしております。

③　当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先するものとしております。

(6) 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人等は、「監査役会規程」に基づき、監査役から業務の執行状況について報告を要請された場合、迅速に報告及び情報提供を行っております。

② 当社の取締役及び使用人等は、当社の経営に重大な影響を及ぼす又はそのおそれのある法令、定款違反などの事実を発見した場合、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が発生したときは、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、上記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができます。

③ 当社監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人等に対し、不正な目的で通報を行った場合を除き、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人等に周知徹底しております。

④ 当社の監査役は、取締役の意思決定に関し善管注意義務・忠実義務等の履行状況を監視・検証するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、稟議書、契約書等の業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要があると認められるときは、当社の取締役及び使用人等に説明を求めるとともに意見を述べております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行っております。

② 監査役は、代表取締役社長、内部監査人及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとし、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(9) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

① 当社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築しております。

② すべての取締役及び使用人は、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「ＩＴ（情報技術）への対応」の６つの基本的要素を業務に取り込み、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととしております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は書面決議を除き11回開催しました。その他、監査役会は13回、コンプライアンス体制の基礎となるクロス・ファンクショナル・チーム会議は11回開催いたしました。また、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、企業防衛対策協議会の定例会議にも参加しております。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見を交換し、各事業所を視察する等の情報交換を図っております。

③ 監査室は、「監査計画書」や「Ｊ－ＳＯＸ基本方針書」に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で臨み、取引関係その他の一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。また、管理部を統括部門として、企業防衛対策協議会への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求を受けた場合への解決を図る体制を整えております。

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,444,238**	**流動負債**	**1,160,152**
現金及び預金	757,350	支払手形	421,615
受取手形	373,116	買掛金	124,674
電子記録債権	153,681	短期借入金	350,000
売掛金	365,449	1年内返済予定の長期借入金	47,400
完成工事未収入金	325,945	未払金	61,428
商品及び製品	405,033	工事未払金	58,783
原材料及び貯蔵品	50,387	未払費用	8,767
前払費用	10,361	未払法人税等	23,157
その他	2,949	預り金	13,890
貸倒引当金	△38	リース債務	6,769
固定資産	**2,443,450**	賞与引当金	43,000
有形固定資産	**2,300,184**	その他	666
建物	625,681	**固定負債**	**841,432**
構築物	28,396	長期借入金	393,357
機械装置	16,436	長期未払金	39,000
車両運搬具	1,062	繰延税金負債	94,605
工具、器具及び備品	14,671	役員退職慰労引当金	24,199
土地	1,600,075	退職給付引当金	128,283
リース資産	7,023	リース債務	6,262
建設仮勘定	6,837	資産除去債務	132,238
無形固定資産	**3,016**	その他	23,486
ソフトウェア	2,192	**負債合計**	**2,001,585**
電話加入権	824	**純資産の部**	
投資その他の資産	**140,249**	**株主資本**	**2,858,174**
投資有価証券	76,210	**資本金**	**500,000**
破産更生債権等	36,327	**資本剰余金**	**249,075**
長期前払費用	2,338	資本準備金	249,075
その他	61,700	**利益剰余金**	**2,326,864**
貸倒引当金	△36,327	利益準備金	61,400
		その他利益剰余金	2,265,464
		固定資産圧縮積立金	191,625
		別途積立金	1,920,000
		繰越利益剰余金	153,838
		自己株式	**△217,764**
		評価・換算差額等	**27,929**
		その他有価証券評価差額金	27,929
		純資産合計	**2,886,103**
資産合計	**4,887,689**	**負債及び純資産合計**	**4,887,689**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,169,912
売上原価		2,249,669
売上総利益		920,242
販売費及び一般管理費		796,828
営業利益		123,414
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,832	
スクラップ売却益	411	
その他	3,472	6,716
営業外費用		
支払利息	2,653	
租税公課	12,138	
その他	1,357	16,149
経常利益		113,981
特別利益		
受取保険金	90	
固定資産売却益	48,943	49,033
特別損失		
固定資産除却損	1,016	
減損損失	2,754	
投資有価証券評価損	465	4,236
税引前当期純利益		158,777
法人税、住民税及び事業税	27,560	
法人税等調整額	2,311	29,872
当期純利益		128,905

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	500,000	249,075	61,400	194,676	1,920,000	47,755	2,223,832
当期変動額							
剰余金の配当						△25,873	△25,873
当期純利益						128,905	128,905
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金の取崩				△3,050		3,050	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計				△3,050		106,082	103,032
当期末残高	500,000	249,075	61,400	191,625	1,920,000	153,838	2,326,864

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△217,724	2,755,183	37,264	37,264	2,792,447
当期変動額					
剰余金の配当		△25,873			△25,873
当期純利益		128,905			128,905
自己株式の取得	△40	△40			△40
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△9,335	△9,335	△9,335
当期変動額合計	△40	102,991	△9,335	△9,335	93,655
当期末残高	△217,764	2,858,174	27,929	27,929	2,886,103

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価額に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品・製品・原材料

総平均法

② 未成工事支出金

個別法

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　４年～50年　　機械及び装置　　９年～13年

また、2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号2012年５月17日)第50項(１)第３号、年金資産の期末時価及び当事業年度末における株式給付規程に基づく期末勤務ポイントに基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上の計上基準は、原則として出荷基準によっておりますが、建築設備部の売上は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

また、商品のうち輸入機械の据付工事を含む契約については、据付完了時点で売上を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

従来「投資その他の資産」の「投資不動産」に含めて表示していた不動産収益物件を、「有形固定資産」に表示する方法に変更いたしました。

これは、当社において不動産事業を主要な事業の一つとして位置づけ、事業運営の実態をより適切に表示するために表示方法の変更を行ったものであります。

（追加情報）

（株式給付型ＥＳＯＰ制度について）

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付型ＥＳＯＰ」（以下「本制度」という）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規定に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に当社の業績と従業員の人事考課結果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数

前事業年度38百万円、248千株、当事業年度38百万円、248千株

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建　　物	177,897千円
土　　地	368,925　〃
計	546,823千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定長期借入金	14,244千円
長 期 借 入 金	264,821　〃
計	279,065千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	3,782,219千円

（損益計算書に関する注記）

減損損失

当社は事業区分を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングをしております。

遊休資産については、当事業年度において減損の兆候が認められたため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,754千円）として特別損失に計上しております。

用途	場所	種類	金額（千円）
遊休資産	岡山県瀬戸内市	建物他	2,754

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額につきましては、零として算出しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	3,568,000	-	-	3,568,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	581,888	26	-	581,914

(注)1　当社は、2011年11月25日開催の取締役会において、「株式給付型ESOP信託」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、2011年12月16日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が当社株式を250,000株取得しております。なお、2020年３月31日現在において信託口が所有する当社株式248,100株を自己株式に含めて記載しております。

2　(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加　26株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基 準 日	効　力発 生 日
2019年６月27日定時株主総会	普通株式	25,873	8	2019年３月31日	2019年６月28日

（注） 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,984千円を含んでおります。

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基 準 日	効　力発 生 日
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,810	12	2020年３月31日	2020年６月29日

（注） 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金2,977千円を含んでおります。

4. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首　248,100株　　当期末　248,100 株

(2) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

2,977千円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にコンクリート製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金のうち自己資金でまかなえない部分は金融機関、あるいは資本市場より調達することとしております。一時的な余資は定期預金等、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引はリスク回避する手段に限定して利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携、あるいは資本提携等を目的とする株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品及び原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されております。外貨調達は実需の範囲内で必要都度、機動的に行っております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で19年６ヶ月後であります。なお、決算期末日現在デリバティブ取引に該当する取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引権限を定めた社内規程に則り、各事業部門及び管理部が主体となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、月次で通貨別に為替の変動リスクは把握しつつ実需の範囲で必要最小限を調達するポジションを維持し、為替相場に対してはニュートラルな姿勢で対応することとしております。なお当社は決算期末日現在外貨建ての売掛債権はありません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理財務室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の２か月分相当に維持すること、また、金融機関からの資金調達手段の多様化などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	757,350	757,350	―
(2) 受取手形	373,116	373,116	―
(3) 電子記録債権	153,681	153,681	―
(4) 売掛金	365,449	365,449	―
(5) 完成工事未収入金	325,945	325,945	―
(6) 投資有価証券			
① その他有価証券	76,210	76,210	―
(7) 破産更生債権等	36,327		
貸倒引当金（※１）	△36,327		
	―	―	―
資産計	2,051,755	2,051,755	―
(1) 支払手形	421,615	421,615	―
(2) 買掛金	124,674	124,674	―
(3) 工事未払金	58,783	58,783	―
(4) 未払金	61,428	61,428	―
(5) 短期借入金	350,000	350,000	―
(6) 長期未払金	39,000	38,474	△525
(7) 長期借入金（※２）	440,757	440,757	―
負債計	1,496,259	1,495,733	△525

（※１）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※２）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 資産

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金、⑤完成工事未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 投資有価証券

時価の算定方法は、取引所の価額によっております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得価額、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得価額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	67,285	35,622	31,662
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	8,003	5,157	2,845
	小計	75,288	40,780	34,508
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	921	1,429	△507
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	921	1,429	△507
合計		76,210	42,209	34,000

⑦ 破産更生債権等

時価は、帳簿価額から個別貸倒引当金を控除した額により算定しております。

(2) 負債

① 支払手形、② 買掛金、③ 工事未払金、④ 未払金、⑤ 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期未払金

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦ 長期借入金

すべて変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

科目	区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（※１）	非上場株式	0

（※１）市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府、兵庫県、岡山県、東京都及び京都府において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設、賃貸用住宅、賃貸用店舗、賃貸用駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

（単位：千円）

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
遊休地	421,074	△3,407	417,667	856,451
オフィスビル	315,138	△2,841	312,296	223,025
商業施設	21,993	△2,539	19,453	43,800
住宅	169,205	259,942	429,147	526,747
賃貸店舗	44,172	203,900	248,072	240,127
駐車場等	27,140	993	28,133	39,181
合計	998,723	456,048	1,454,772	1,929,332

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加　固定資産の取得　476,360千円

修繕工事　3,795千円

減少　減価償却費　18,934千円

3. 当事業年度の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に準ずる評価書等に基づく金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、40,278千円であります。なお、賃貸損益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	7,400千円
税務上の繰越欠損金	27,331千円
未払役員退職金	15,595千円
賞与引当金	13,149千円
たな卸資産評価損	2,643千円
退職給付引当金	39,229千円
貸倒引当金	11,108千円
固定資産減損損失	152,291千円
投資有価証券評価損	21,211千円
資産除去債務	40,438千円
その他	5,336千円
繰延税金資産小計	335,737千円
評価性引当額	△335,737千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△84,412千円
その他有価証券評価差額金	△6,537千円
アスベスト除去費用	△3,655千円
繰延税金負債合計	△94,605千円
繰延税金負債の純額	△94,605千円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

特記すべき事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特記すべき事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	966円52銭
１株当たり当期純利益	43円17銭

（注） 総額法の適用により計上された自己株式については、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 248,100株　　期中平均の当該自己株式の数 248,100株

（その他の注記）

記載金額は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社イトーヨーギョー
　取締役会　御中

監査法人アイ・ピー・オー
大阪府大阪市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　日　野　利　泰　㊞

業務執行社員　公認会計士　梅　田　浩　章　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イトーヨーギョーの2019年４月１日から2020年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アイ・ピー・オーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社イトーヨーギョー　監査役会

常勤監査役　　鋳　方　徳　亮　　㊞

監　査　役　　喜　多　秀　樹　　㊞

監　査　役　　畑　山　直　久　　㊞

（注）　監査役喜多秀樹及び監査役畑山直久は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置付け、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及びキャッシュ・フローの安定、将来の事業展開等を勘案し、また、2020年12月25日をもちまして当社創業70周年を迎えることから、記念配当を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円　　総額 38,810,232円
　　（うち、普通配当10円・創業70周年記念配当２円）

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役の業務執行を機動的に行うため取締役の員数の上限を７名以内としておりましたが、今後の経営透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、さらなる内部管理体制の強化を目的とし、取締役の員数の上限を７名以内から９名以内に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第４章　　取締役及び取締役会 （員数） 第20条　当会社の取締役は、<u>７名</u>以内とする。	第４章　　取締役及び取締役会 （員数） 第20条　当会社の取締役は、<u>９名</u>以内とする。

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役５名全員は任期満了となり、また経営の透明性向上及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、第２号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役２名及び社外取締役１名を増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	【再任】 畑中　浩（はたなか　ひろし） （1956年７月23日生）	1979年４月　株式会社住友クレジットサービス（現 三井住友カード株式会社）入社 2005年４月　当社取締役営業本部長 2006年４月　当社代表取締役副社長 2008年４月　当社代表取締役社長（現任） 2011年５月　当社コンクリート営業本部長 2014年10月　当社経営管理本部長（現任） 2017年４月　当社インフラ事業本部長 2018年４月　当社開発本部長 兼 生産技術部長	43,000株
2	【再任】 髙岡薫生（たかおか　しげお） （1969年５月28日生）	1996年４月　日本海工株式会社入社 2003年６月　当社入社 2012年４月　当社開発本部副本部長 兼 開発営業部長 2014年６月　当社取締役 2017年12月　当社技術開発部長（現任） 2019年４月　当社開発本部長（現任） 2020年４月　当社常務取締役 兼 生産技術部長（現任）	3,820株
3	【再任】 伊藤量哉（いとう　かずや） （1972年５月３日生）	1995年４月　丸紅建設機械販売株式会社入社（現 丸紅株式会社） 1999年５月　当社入社 2012年４月　当社大阪営業部長 兼 神戸営業所長 2013年４月　当社コンクリート営業本部副本部長 2014年４月　当社執行役員 2017年４月　当社インフラ事業本部副本部長 兼 コンクリート営業部長（現任） 2018年４月　当社インフラ事業本部長（現任） 2018年６月　当社取締役執行役員（現任）	220株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	【再任】 佐藤 勝也（さとう かつや） （1968年９月18日生）	1992年４月　株式会社精研入社 2002年５月　有限会社アイワテック入社 2003年４月　日本水理株式会社入社 2004年10月　恒菱株式会社（当時 当社の子会社）入社 2013年４月　当社建築設備部長（現任） 2015年４月　当社執行役員 2017年４月　当社インフラ事業本部副本部長 2018年４月　当社インフラ事業本部長（現任） 2018年６月　当社取締役執行役員（現任）	1,067株
5	【新任】 畑中 浩太郎（はたなか こうたろう） （1987年２月６日生）	2014年９月　英国 ミドルセックス大学卒業 2014年11月　当社入社 2015年10月　当社経営管理本部長補佐 2018年４月　当社経営管理本部長補佐 兼 監査室長 2019年４月　当社開発本部副本部長 兼 経営管理本部長補佐 兼 監査室長 2020年４月　当社執行役員開発副本部長（現任）	310,100株
6	【新任】 畑中 雄介（はたなか ゆうすけ） （1988年12月９日生）	2012年４月　三井住友カード株式会社入社 2015年８月　当社入社 2015年11月　当社経営管理本部長補佐 2017年４月　当社経営管理本部長補佐 兼 社長室長 2019年４月　当社インフラ事業本部副本部長 兼 経営管理本部長補佐 兼 社長室長 2020年４月　当社執行役員インフラ事業本部副本部長 兼 社長室長（現任）	310,100株
7	【再任】 【社外取締役候補者】 岡 博（おか ひろし） （1947年９月24日生）	1971年７月　三菱重工業株式会社入社 2004年４月　三菱重工空調システム株式会社（現 三菱重工冷熱株式会社）代表取締役社長 2014年６月　当社社外取締役（現任）	0株
8	【新任】 【社外取締役候補者】 吉田 史（よしだ ちかし） （1977年６月27日生）	2002年３月　杉村司法書士合同事務所入所 司法書士登録 2006年３月　あおぞら司法書士法務総合事務所入所	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2020年３月31日）現在の株式数を記載しております。また、イトーヨーギョー役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 岡博氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は岡博氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

4. 岡博氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営に有用な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
5. 当社は、定款の定めに基づき岡博氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額であります。
6. 吉田史氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は吉田史氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 吉田史氏は、長年にわたり司法書士として携わってこられたご経験を通じて培ってこられた会社法等の企業法務に関する高度な知見からの視点に基づき社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行ができるものと判断しております。
8. 吉田史氏の選任が承認された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役畑山直久氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
【再任】 【社外監査役候補者】 畑山（はたやま）　直久（なおひさ） （1978年５月10日生）	2007年12月　あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社 2011年10月　公認会計士登録 2014年１月　畑山公認会計士事務所代表（現職） 2014年３月　税理士登録 2018年６月　当社社外監査役（現任）	0株

（注）1. 当社は、畑山直久氏が所属している畑山公認会計士事務所との間に税務申告代理業務における顧問契約を締結しております。

2. 畑山直久氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は畑山直久氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 畑山直久氏は、長年にわたり会計士として税務に携わってこられたご経験を通じて培ってこられた財務及び会計に関する高度な知見からの視点に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行ができるものと判断しております。

4. 当社は、定款の定めに基づき畑山直久氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額であります。

5. 畑山直久氏が社外監査役に就任されてからの年数は、本総会終結の時をもって２年となります。

以　上

メ　モ　欄

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

会　　場　大阪市北区豊崎三丁目９番１号
ホテルビナリオ梅田　本館２階「太陽の間」
電話　06（6373）1111

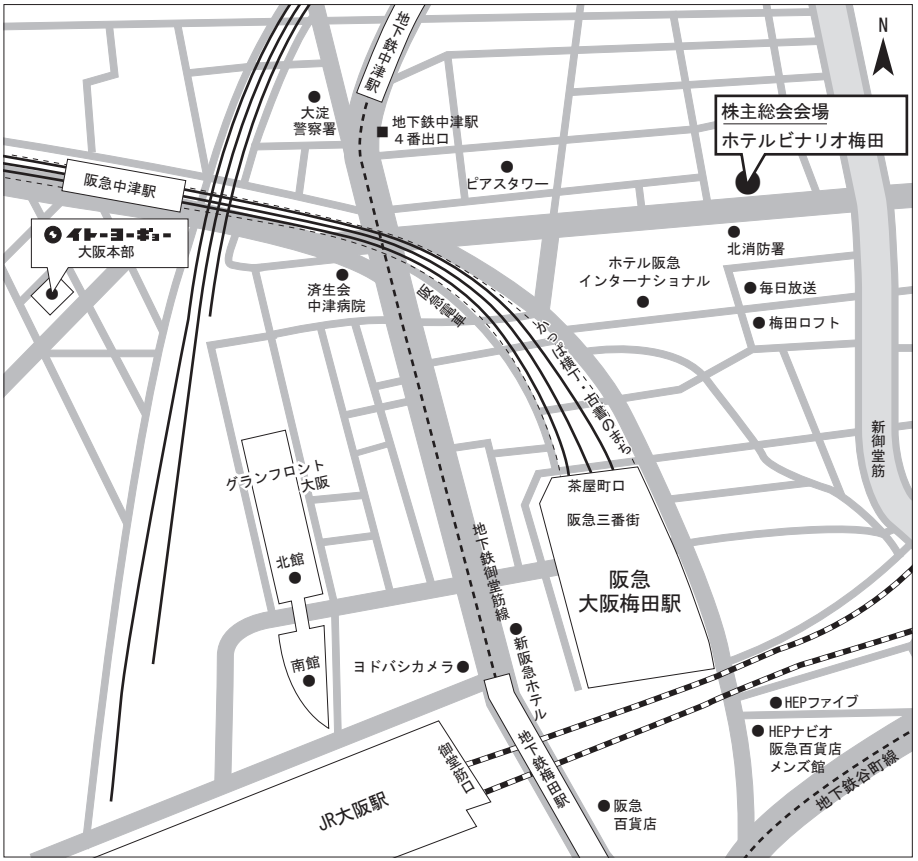

［交通のご案内］
●地下鉄御堂筋線「中津駅」３番出口より徒歩約６分、「梅田駅」より徒歩約10分
●阪急電車「大阪梅田駅」茶屋町口より徒歩約５分
●ＪＲ「大阪駅」御堂筋北口より徒歩約10分
※駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。